

広島県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和四年六月十三日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	庄原市比和町古頃字又砂山五二六〇番一地从先から庄原市比和町古頃字又砂一三三五番一地从先まで	令和四年五月三〇日